2026 年 11 月 16 日

各　位

会 社 名　ニデック株式会社
代表者名　代表取締役常務執行役員　南井　正之
取 引 所　東証プライム（6594）
所 在 地　京都市南区久世殿城町 338
問合せ先　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ部　渡邉　啓太
電　　話　（075）935-6150

第 54 期（2027 年３月期）半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

2026 年 11 月 14 日付「第 54 期（2027 年３月期）半期報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の２第１項に規定する半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することを検討していましたが、本日開催の取締役会において、第 54 期（2027 年３月期）半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することを決議し、関東財務局に対する当該承認申請書の提出を完了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．対象となる半期報告書
第 54 期（2027 年３月期）半期報告書
（自　2026 年４月１日　至　2026 年９月 30 日）

２．延長前の提出期限
2026 年 11 月 16 日（月）

３．延長に係る申請が承認された場合の提出期限
2026 年 12 月 16 日（水）

４．当該半期報告書の提出に関して当該延長承認を必要とする理由
2026 年 11 月 14 日付「第 54 期（2027 年３月期）半期報告書の提出期限延長に係る承認申請の検討に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、以下の理由で延長承認を必要としております。

（１）2026 年３月期有価証券報告書の訂正報告書等との関係

当社は、当社及び当社グループの足元の財政状態及び経営成績に関する情報を、株主・投資家の皆様にタイムリーに提供することが、半期報告書において最優先とすべきであると認識しております。このため、2027 年３月期の半期報告書については、2026 年９月 30 日に提出した 2026 年３月期の有価証券報告書の財務数値を基礎として、当該有価証券報告書に反映した過年度訂正の影響を、期首残高を含む当中間期決算へ適切に反映し、提出する方針です。

2026 年９月 30 日に提出した有価証券報告書に係る監査報告書は意見不表明となっておりますが、当社は、意見不表明の解消及び 2026 年３月期とそれ以前の会計期間に係る適正意見付きの訂正報告書等の提出を待つことなく、本半期報告書の提出を進めます。これらの訂正報告書等を本半期報告書と同時に提出することは予定しておらず、過年度の意見不表明の解消に向けた対応は別途継続してまいります。

従って、今回の半期報告書の提出期限の延長申請は、過年度財務諸表に対する適正意見の取得に要する期間を確保するためのものではなく、既に提出した有価証券報告書の財務数値を基礎に、過年度訂正の影響を各社の単体・サブ連結及び当社連結の期首残高並びに当期の会計処理へ反映し、半期報告書を作成するための追加作業、及び監査法人による追加的な期中レビュー手続に必要な期間を確保することを目的とするものです。

（２）過年度訂正の半期決算への反映

過年度の訂正影響を単体・サブ連結の期首残高へ反映し、その期首残高を基礎として当期の適正な決算を行うために、まず第三者委員会の調査結果を基に各拠点経理担当者や調査担当者が連結会計システムに取込む形式（連結会計科目別、連結報告パッケージ別（以下、「RP」といいます）、セグメント別）で作成していた過年度の訂正仕訳を、各拠点経理担当者が単体科目別・部門別・相手先別・税区分別等の明細単位で集計して各社の会計システムに入力して、その結果の財務情報を出力して RP の期首残高へ適切に反映（入力）する必要があります。その上で、関連する当期会計処理を各拠点経理担当者が実施して、その集計結果の単体数値を各拠点責任者が確認して、サブ連結担当者がサブ連結ベースでの訂正反映結果数値を確認して当社連結担当者による連結ベースでの期首剰余金の整合性や過年度訂正時に連結ベースで個社修正仕訳を入れた場合の単体での修正結果の反映を確認する必要があります。これらは、過年度の連結数値を当期の期首残高に単純に転記するだけでは完了せず、それらの確認を行った結果の、科目間の入繰や外貨換算レート差による差異も含め RP を集計した期首残高と過年度訂正で集計した 2026 年３月期末残高と整合しない場合の補正作業、過年度訂正時に連結で入力した単体修正仕訳が単体で入力された際の振戻しの連結仕訳を起票するといった一過性の追加作業があり、当社及び当社グループの過年度訂正仕訳数（過年度訂正仕訳数は、単体・サブ連結で約 15 万件及び当社連結で約 4 万件、合計約 19 万件となります。）を踏まえると、相応の期間及び人員が必要となります。

なお、当社における過年度訂正決算プロセスにおいて 2026 年７月を期限としていた 2026 年３月期までの訂正数値の確定が、主に北米地域の一部の拠点で遅延しました。米国子会社のサブ連結は、孫会社等を含む世界各地に点在する傘下会社を対象としています。米国子会社のサブ連結の当社グループにおける割合は高く、数値確定の遅延が半期決算の工程に及ぼす影響は大きなものとなっております（2026 年 3 月期における米国子会社のサブ連結の対象は 92 社（ニデックグループ全体で 341 社）であり、当社グループ全体の売上高における割合は 34.8％です。）。

第三者委員会の調査結果により特定された訂正仕訳、及びそれに付随する派生的な仕訳作成については期末決算作業と並行して、2026 年４月から 2026 年７月にかけて作成し、会計監査人の確認も含めて訂正仕訳数値をサブ連結 RP 単位で確定することを予定していました。しかし、会計監査人が傘下会社ごとに監査をするにあたって、傘下会社に訂正仕訳を割り振る必要がある旨の要請が 2026 年６月下旬にあり、割り振り先や割り振り内容の確定に時間を要したこと、拠点の会計監査人の訂正監査を通じて第三者委員会の調査結果により特定された訂正仕訳の見直しを行ったことにより、2026 年７月完了予定から 2026 年９月まで大幅に遅延が生じました。

この遅延により、訂正数値を当期の単体・サブ連結の期首残高等へ反映する作業は、当初の 2026 年８月初旬から 2026 年９月末までの約２カ月間をかけて実施する計画であったところ、2026 年 10 月から開始せざるを得ず、必要な期間を確保できていません。なお、当社としては当該遅延の解消のために、週２回程度の４者（当社、米国子会社、当社会計監査人、現地会計監査人）会議の開催や日米両国で同一ファームの会計コンサルタント（米国子会社対応のために日本:5 名、米国:10 名）の起用により早期の課題解消に努めており、過年度訂正数値の確定及び期首残高等へ反映する所要期間の短縮を図っているものの、当該作業は当社グループの業務及び会計システムに対する理解を前提とするものであり、短期間で外部支援者がそれらの業務及び会計システムについて習熟することが困難であることから、追加人員の投入による大幅な期間短縮は見込めない状況です。

また、上記の北米子会社以外にも、一部拠点では不適切会計・会計不正への関与の疑いのある役職員

を経理プロセスから排除したことに伴い、業務に精通した担当者が一時的に不在となり、過年度訂正数値の期首残高への反映の遅延が生じました。

（３）法定提出期限までに提出が困難な理由

当社は、過年度訂正数値の確定が遅延する中、法定提出期限内の提出に向け、前記（２）のとおり、米国子会社の遅延解消のために４者会議の週２回程度の開催、日米両国での会計コンサルタントの起用、及び通常の半期決算業務の並行実施により、作業期間の短縮を図ってまいりました。しかし、傘下会社への訂正仕訳の割振り及び訂正監査を通じた仕訳の見直しが 2026 年９月まで継続し、仕訳内容が未確定の段階では、対象会社の会計システムへの最終的な反映及び反映後の整合性確認を完了できなかったため、当初の 2026 年８月初旬から 2026 年９月末を予定していた期首残高等への反映作業は、2026 年 10 月以降の実施となりました。

当該反映作業は、各社の会計システムへの入力、RP の更新、サブ連結及び当社連結での整合性確認・差異補正並びに連結仕訳の振戻しを行うものであり、前段階の処理結果を受けて進める工程があることから、並行化には限界があります。また、一部拠点では関与者の排除に伴い、業務に精通した担当者が一時的に不在となりました。これらの作業には各社の業務及び会計システムへの理解が必要であり、短期間での習熟が困難なため、追加人員の投入による大幅な期間短縮に限界があります。

RP 収集において、当社では各社への日々の督促や課題解消に向けた各拠点との適時のコミュニケーションを行ったものの、通常 2026 年 10 月 21 日頃を期限とする全社の RP の一次提出は 2026 年 11 月 11 日の完了となり、その後も RP の確認・補正及び連結調整が必要な状況です。監査法人による期中レビューについても、実施可能な手続を並行して進める一方、訂正影響の反映・調整結果に対する追加手続及び最終的な審査は、その対象となる財務情報が整う前に完了させることができません。

このため、法定提出期限である 2026 年 11 月 16 日までに必要な作業及び手続を完了し、期中レビュー報告書を受領することが困難な状況です。

以上のことから、企業内容等の開示に関する内閣府令第 18 条の２の規定に基づき、当該半期報告書について、提出期限延長に係る承認申請を行うことを決定いたしました。

５．今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

以　上